

新	旧
<p>(指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第三条 1～3略</p> <p>4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて児童の栄養管理に支障がない場合は第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二略</p> <p>三 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）及び保育士</p> <p>イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上）</p> <p>(2) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第</p>	<p>(指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第三条 1～3略</p> <p>4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて児童の栄養管理に支障がない場合は第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二略</p> <p>三 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）及び保育士</p> <p>イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上）</p> <p>(2) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第</p>

四項において同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において同じ。)(次条第一項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じて おおむね障害児の数を四で除して得た数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数|に一を加えた数以上)

(3) 略

ロ・ハ略

四〇六略

2 略

3 前項の心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 第一項第二号から第六号まで及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第六条 1・2略

3 第一項の居室の基準は、次のとおりとする。

一・二略

四項において同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において同じ。)(次条第一項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じて おおむね障害児である乳児又は幼児(次条第三項第三号及び第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。)の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計|数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えた数以上)

(3) 略

ロ・ハ略

四〇六略

2 略

3 第一項第二号から第六号まで及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第六条 1・2略

3 第一項の居室の基準は、次のとおりとする。

一・二略

三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第三十八条第五項及び第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

四 略

4・5略

（入所支援計画の作成等）

第二十二条 1～4略

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項の入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10略

（運営規程）

第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程（第四十一条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一～十略

（勤務体制の確保等）

第三十六条 1～3略

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

三 前二号の規定にかかわらず、乳児のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

四 略

4・5略

（入所支援計画の作成等）

第二十二条 1～4略

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10略

（運営規程）

第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程（第四十一条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一～十略

（勤務体制の確保等）

第三十六条 1～3略

(業務継続計画の策定等)

第三十六条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第三十八条 1～3略

4 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害時における障害児の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 略

(衛生管理等)

第三十九条 1略

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する

(非常災害対策)

第三十八条 1～3略

4 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害時における障害児の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 略

(衛生管理等)

第三十九条 1略

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

3 略

(揭示)

第四十一条 1略

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第四十二条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

3 略

(揭示)

第四十一条 略

(身体拘束等の禁止)

第四十二条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待等の禁止)

第四十三条 1略

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。

(準用)

第五十八条 第七条から第十七条まで、第十九条、第二十一条から第三十九条まで、第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七条から第五十条まで及び第五十二条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第十七条第二項中「次条」とあるのは「第五十五条」と、第三十条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十三条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第四十一条第一項中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第五十七条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(虐待等の禁止)

第四十三条 1略

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。

(準用)

第五十八条 第七条から第十七条まで、第十九条、第二十一条から第三十九条まで、第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七条から第五十条まで及び第五十二条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第十七条第二項中「次条」とあるのは「第五十五条」と、第三十条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十三条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第四十一条第一項中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第五十七条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。